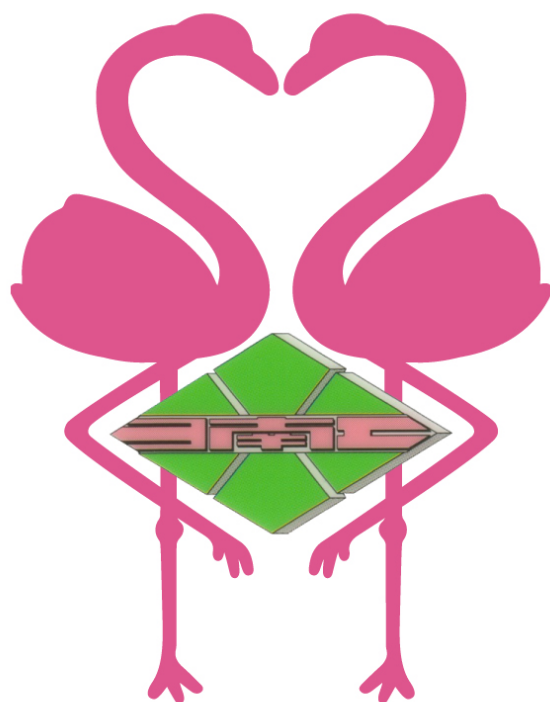


保存版

荏田南小学校 P T A活動の手引き



横浜市立荏田南小学校 P T A

令和5年度版

「PTA活動の手引き」について

- この手引きは、PTA活動に参加する際にご活用ください。
- 委員選出の際には必ずお読みください。
- 卒業時まで大切に保管してください。
- 手引きの内容は、変更する事があります。
- この手引きは学校のホームページにも掲載しています。
ご希望の方には最新の手引きを紙面でお渡しします。
PTAメールまでお知らせください。
- この手引きでは用語を以下のように定義します。
 - 会 員・・・保護者および教職員を含むPTA会員
 - 保護者・・・PTA会員のうち保護者
 - 家庭数・・・PTA活動を行う世帯の数

1 荇田南小学校 P T A のしくみ	ページ
1-1 P T A 活動に参加を	1
1-2 P T A の組織	1
1-3 代表委員会	2
1-4 役員	2～3
① 会長	
② 副会長	
③ 会計・書記	
1-5 代表委員	3
1-6 学年委員会・広報委員会・校外委員会・特別委員会	4
① 委員会の構成員と主な役割	
② 委員会定例会	
③ 各委員会の主な活動内容	
1-7 係	4
2 委員および係の選出方法	
2-1 選出の基本ルール	5
2-2 委員の選出方法	5
① 役員・代表委員	
② 学年委員・広報委員・校外委員	
2-3 係の募集方法	6
2-4 委員活動の免除	6
① 委員実績による免除	
② 個人事情による免除	
3 P T A 委員活動記録カード	6
4 転出入について	
4-1 転出される方	7
4-2 転入された方	7
5 その他	
5-1 緊急連絡配信システム	7
5-2 資源回収（荇田南小学校 P T A 護美の会）	7
5-3 横浜市安全教育振興会（安振会）	7～8
5-4 横浜市 P T A 連絡協議会「P T A 賠償責任補償制度」	8
5-5 横浜市 P T A 連絡協議会「個人情報漏えい補償制度」	8

1 荏田南小学校PTAのしくみ

1-1 PTA活動に参加を

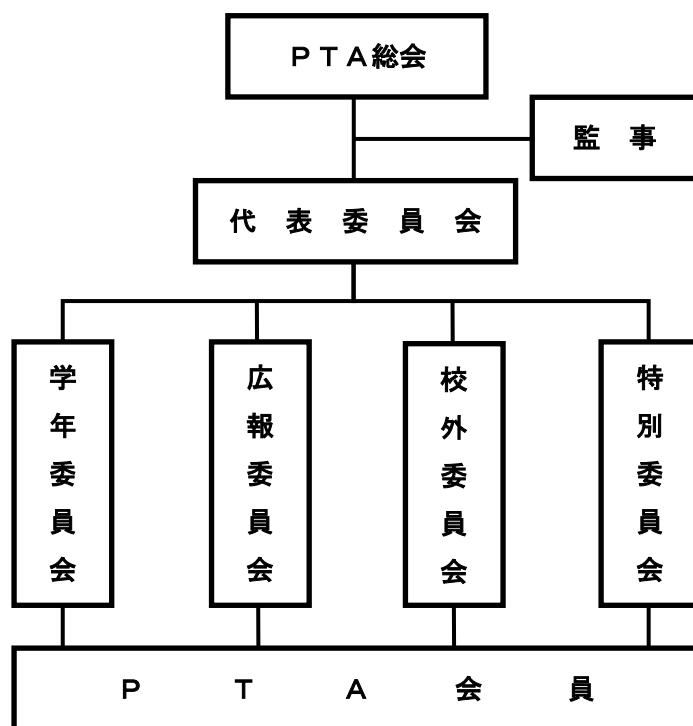
荏田南小学校PTAは【できる人が、できるときに、できることを】がモットーの任意の参加団体です。PTA活動は、子供たちの健全な教育環境を整備すべく皆様のご理解ご協力があって成り立っています。

保護者と学校が連携し、誰もが活動に参加しやすい活動をめざしています。
学校と保護者で協力して子供たちのためにより良い学校をつくりましょう。

1-2 PTAの組織

荏田南小学校PTAは以下のような組織で活動しています。

荏田南小学校PTA組織図



1-3 代表委員会

役員及び代表委員（学年・広報・校外委員会のリーダー）は会員を代表して代表委員会を構成し P T A 活動を円滑に行えるように活動しています。

また、各委員会活動の情報交換を行い、相互に協力しながら P T A 活動を行っています。

代表委員会の主な活動内容

定 例 会	月 1 回の代表委員会定例会
学校行事のお手伝い	入学式、運動会、卒業式など
P T A 活 動	委員・係選出及び活動の統括、総会（前期・後期）など
対 外 関 係 の 活 動	連合自治会行事（夏祭りの模擬店・どんど焼き）、 都筑区 P T A 連絡協議会への参加など

1-4 役員

会長 1 名、副会長 2 名、会計 2 名、教職員より顧問（校長）・学校会計（副校長）・学校書記（教務主任）、保護者ならびに教職員より会計監事 2 名の計 1 0 名で P T A 運営活動をしています。

① 会長（1名）

会長は会則に定められた任務の他に本会の代表者として、本校児童のより良い環境整備のために対内外において様々な活動に関わります。

主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 活動の改善、年間方針の提示 ・ 方針に基づく年間予算編成の作成と執行承認 ・ 年間計画に基づく活動の運営管理 ・ P T A 委員のチームワーク作りと士気向上 ・ P T A 主催行事の統括・運営 ・ 学校主催行事の運営協力（入学式、運動会、卒業式他） ・ スクールゾーン防犯対策協議会の主催 ・ 荏田南小学校学校運営協議会への参加 ・ お父さんの会、ボランティア団体等との連絡調整 ・ 都筑区 P T A 連絡協議会、荏田南連合自治会定例会への出席 ・ 荏田南中学校区内の各校 P T A との連絡連携 ・ 荏田南連合自治会との連携、主催行事への参加（夏祭り、どんど焼き他） ・ 関係行政機関その他諸団体との渉外
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荏田南小学校文化スポーツ運営委員会 ・ 荏田南中学校区家庭学校地域連携事業実行委員会 ・ 鴨池公園ログハウス運営委員会 ・ 近隣学校行事への参加

② 副会長（2名）

会長をサポートし、主に校内のPTA活動が円滑に行われるよう調整・連絡をします。

主な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ 会長業務の補佐・ 代表委員・委員・係選出の管理・調整・書類（メール）作成・ メール配信・ 役員ミーティング・代表委員会の定例会レジュメ作成・ 会議スケジュール、委員名簿の作成・ PTA委員活動記録カードの管理・ PTA総会の準備及び開催・ 夏祭り（模擬店）、運動会の運営統括・ 代表委員会活動の連絡窓口（連絡・調整、定例会の準備など）・ 委員会活動との連携（運動会、スクールゾーン防犯対策協議会など）・ PTAの運営に関連する書類の作成・ 関連団体との情報交換会・親睦会などへの参加（副会長参加が必要な会のみ）・ 荏田南小学校学校運営協議会への参加（会長が出席できない場合）・ IDカード管理
--------	---

③ 会計・書記（収支会計1名、庶務会計1名、学校会計1名、学校書記1名）

PTA活動が円滑に行われるよう会費の予算組と運用を管理します。また、夏祭り（模擬店）の運営・管理、委員選出関連、対外交流などの運営活動に伴う作業を副会長と分担して行います。

収支会計の 主な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ PTA会費の予算組と収支管理（書類作成・通帳及びカード類の管理）・ 各委員会と連携しての活動費管理・ 総会資料（会計報告）作成・ 会計監査・ 備品購入・管理・ 防災備蓄購入・管理・ 夏祭り予算管理および金券販売・景品購入・ 助成金管理 （護美の会・安振会・スクールゾーン防犯対策協議会活動の助成金など）
庶務会計の 主な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ 役員ミーティング・代表委員会の定例会議事録作成・ 副会長と連携して配付書類の作成及びデータ管理・ 会計監査

1-5 代表委員

学年委員会・広報委員会・校外委員会の各リーダー6名を代表委員と呼び、各委員会を統括します。また、必要に応じて、委員会とは別に係活動の統括も行います。

1-6 学年委員会・広報委員会・校外委員会・特別委員会

委員会活動は、リーダー2名・委員で役割分担をして1年間取り組みます。

活動内容はPTA総会で会員へ報告をします。

なお、特別委員会はPTA会長と代表委員が必要と認めたときに招集します。(周年行事委員会等)

① 委員会の構成員と主な役割

リーダー (2名)	<ul style="list-style-type: none">・活動のとりまとめ(進行・管理など)、定例会の準備・開催・書類作成・配付、各種連絡の窓口、代表委員会での活動他・委員会活動費の出納管理、定例会議事録などの作成
委員	<ul style="list-style-type: none">・定例会に参加し、委員会活動を担う

② 委員会定例会

各委員会では定例会を開催し、活動に必要な様々なことを話し合います。

また、定例会で話し合われた内容は、リーダーから代表委員会の定例会で報告され、代表委員会で得られた学校内の情報や、他の委員会活動の情報などは委員会定例会で委員に報告されます。

③ 各委員会の主な活動内容

学年委員会	<ul style="list-style-type: none">・ベルマーク活動・白衣修繕の係活動のとりまとめ
広報委員会	<ul style="list-style-type: none">・PTA広報誌「スクラム」の発行・PTA掲示板の作成
校外委員会	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全対策(スクールゾーン防犯対策協議会)・防犯活動(安全マップ作成、「こども110番のいえ」管理)・地域との連携(荏田南連合自治会、学援隊)・資源回収場所の管理・学校花壇の手入れ

1-7 係

各委員会では、人手が必要な活動を係活動としてお願いすることで、各委員会を円滑に進めています。1年間で1回2時間程度の作業がほとんどです。

なお、係はPTA活動の内容に応じて募集するため、毎年変更があります。

配付する係募集のお手紙やメールでご確認ください。

2 委員および係の選出方法

2-1 選出の基本ルール

荏田南小学校PTAは【できる人が、できるときに、できることを】をモットーに活動に取り組んでいます。

「毎年1家庭で委員または係活動を1つ担当してみる」

「家庭の子供の人数分以上の委員や係活動をする」を心掛けましょう。

各委員の選出は立候補が基本ですが、立候補がなく決定に至らない場合は抽選にて選出します。

2-2 委員の選出方法

① 役員・代表委員（会長1名・副会長2名・会計2名・学年、広報、校外のリーダー各2名）

任 期	選出の日から、その年度末までとし再任を妨げません ただし、同一役職については3選までとします
選出時期	10月ごろ公募開始
選出方法	① 代表委員立候補調査を行い、全学年より公募します ② 立候補があった場合 ご本人と意思確認を済ませ、立候補者として氏名を公表します 立候補がない場合 全学年から抽選で候補者を選出します 役員・代表委員の抽選は全家庭が対象となります 後日候補者で話し合いをします 話し合いで決定しなかった場合は候補者の中から再度抽選にて決定します 後期PTA総会または臨時総会にて次期役員・代表委員の承認を得ます

注) 会計監事は、前年度の会計が任命されます。

② 学年委員・広報委員・校外委員

任 期	1年
選出時期	在校生は2月ごろ公募開始 1年生は入学された4月に公募開始

2-3 係の募集方法

委員会活動を担当しない年度は、係活動へのご協力をお願いします。
永年免除・事情免除で委員にならなかった方も参加できます。
どなたでも気軽に参加できるPTA活動です。

活動内容	・ スクールクリーン ・ 運動会 など ・ 夏祭り出店手伝い
募集方法	・ 活動内容・日程などについては、詳細が決まり次第、その都度、案内します

2-4 委員活動の免除

① 委員実績による免除

役員・代表委員の実績がある方はPTA委員活動記録カードに記録され、委員活動の永年免除の権利が得られます。委員活動の免除を希望する方は免除申請が年度ごとに必要です。

② 個人事情による免除

ご家庭の事情などにより、どうしても委員活動が難しい方は、免除申請をすることができます。
役員・代表委員の立候補が定数に満たない場合など、必要に応じて申請を受け付けます。
免除に該当するか否かの判断は学校側が行い、面談が必要となる場合があります。
主にPTA活動をされる保護者が下記に該当する場合は、免除の対象となります。

- ① 妊娠中
- ② 1歳未満のお子様をお持ちの方
- ③ 介護（1親等及び配偶者）
- ④ ご自身の病気
- ⑤ ご家族の事情

その他の理由で申請する場合は、直接学校へご連絡ください。

なお、就業や自治会などの地域活動は免除対象とはなりませんので、ご了承ください。

3 PTA委員活動記録カード

PTA委員活動記録カードは、委員実績を記録するためのカードです。

家庭数で作成し在籍する子供が全員卒業するまで使用します。

毎年、年度末に各家庭に配付します。

委員活動をした方は委員実績を確認、記入し回収期限までにご提出ください。

年度始めにご提出いただいたPTA委員活動記録カードは、代表委員で保管しています。

4 転出入について

4-1 転出される方

P T A委員活動記録カードは転出された時点で廃棄されます。

4-2 転入された方

以前在籍されていた学校でのP T A活動は実績として認められませんので、ご了承ください。
P T A活動についてご質問などがありましたら、メール (edaminamipta@gmail.com) まで、
お子様の学年・クラス・氏名をご記入の上ご連絡ください。

5 その他

5-1 緊急連絡配信システム

子供たちの安全に関わる情報・緊急災害に関わる情報・その他教育にかかわる情報などを
タイムリーに会員に知らせるため、学校と共有のメール配信システムを利用しています。
子供の安全に関わる情報は、すべて緊急配信するのではなく、事実確認を行い、プライバシーの
保護などを考慮し、犯罪防止の立場で会員が行動できるような情報を配信します。

5-2 資源回収（荇田南小学校P T A護美の会）

資源の大切さに対する意識の向上と資源の有効利用のために行います。
資源回収からの収益金は学校・児童の教育・環境整備などに使用します。
積み残し等に関しましては、見つけた方が直接回収会社までご連絡ください。

連絡先：共益商会 横浜営業所 045-546-1611

- ① 積み残し場所の住所
- ② 建物名・目印（ランドマーク）等
- ③ 問い合わせた方の連絡先

スムーズな回収のためにご協力お願いいたします。

5-3 横浜市安全教育振興会（安振会）

荇田南小学校P T Aでは、会員が健康で安全なP T A活動を行うことができるよう十分な注意を
していますが、それでも思わぬ事故が起こることがあります。このような場合に医療費や各種の
見舞金を給付、加害事故の補償（賠償責任補償制度）をするのが安振会です。

[給付対象]

- ① 学校管理下外の児童の事故
- ② 学校・PTAが主催・共催する事業中の事故
- ③ 学校管理下外の交通事故（ただし車同士の事故、自転車の二人乗りなどの場合は除く）
- ④ 学校に登録された学校協力者の活動中の事故

詳細は <http://anshinkai.or.jp>

5-4 横浜市PTA連絡協議会「PTA賠償責任補償制度」

5-3の安振会の補償対象外となる児童の損害賠償責任をカバーする補償です。

PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童（PTAの組織単位である学校等に通学する児童）が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童の保護者が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。

詳細は <http://pta-yokohama.info>

5-5 横浜市PTA連絡協議会「個人情報漏えい補償制度」

個人情報保護法の改正（平成29年5月施行）までは5千人以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外でしたが、現在はすべての事業者に個人情報保護法が適用されており、私たちPTAもその対象となっています。

「個人情報を適切に取り扱う」ことが大原則ですが、万が一の事態に備えがあることにより、皆様が安心してPTA活動に携わることができると考えております。

詳細は <http://pta-yokohama.info>